

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 3 月 17 日

福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 福岡地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 3 月 17 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 4 年 1 月 30 日頃から同年 2 月 15 日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

氏名不詳者らが、有料会員サイトの未払金がある等と虚偽の内容を告げ、これを信じた被害者に電子マネーであるビットキャッシュで支払うよう申し向け、同電子マネーの利用権を購入させた上、それを利用できるひらがな I D を教示させて、被害者から同電子マネーの利用権を取得し、財産上不法の利益を得た詐欺行為（主な犯行態様につき後記 4 (3) 参照）。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 氏名不詳者らが被害者との連絡に使用した電話番号

03-4329-2263、03-6759-2720

(2) 氏名不詳者らが被害者に申し向けたと思われる虚偽の所属及び氏名

アマゾンソリューションのイトウ、I T 保証協会のハラマモル

(3) 主な犯行態様

ア 前記(2)の所属及び氏名を名乗り、被害者にメールを送信したり、電話をかけるなどし、有料会員サイトの未払金があると虚偽の事実を告げ、未払金をビットキャッシュで支払うよう申し向け、被害者からビットキャッシュを利用できるひらがな I D を取得する。

イ 被害者が中国のショッピングサイトに偽ブランドを出品し、多数の被害者を出しているなどと虚偽の事実を告げ、その損害賠償等費用をビットキャッシュで支払うよう申し向け、被害者からビットキャッシュを利用できるひらがな I D を取得する。

ウ インターネット上で被害者の情報が流出し、その影響で被害者の債務が膨らんでいる等と虚偽の事実を告げ、情報を削除するための費用をビットキャッシュで支払うよう申し向け、被害者からビットキャッシュを利用できるひらがな I D を取得する。

5 開始決定の時における給付資金の額 金 28 万 8, 000 円

6 支給申請期間 令和 7 年 3 月 17 日から同年 5 月 16 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 福岡地方裁判所小倉支部

(2) 裁判年月日 令和 6 年 8 月 8 日

(3) 確定年月日 令和 6 年 8 月 23 日

(4) 被告人の氏名 松崎 盛治

(5) 没収及び追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、田端郁子から、氏名不詳者らが被害者からだまし取って得た犯罪収益である「ひらがな I D」と呼ばれる符号を入力することにより加盟店との支払決済で利用できるプリペイド式電子マネー「ビットキャッシュ」の利用権（券面額合計1,920万円）に係るひらがな I D合計384件の教示を受けたものであるが、令和4年2月1日から同月16日までの間、9回にわたり、日本国内において、他人になりすまし、被告人が使用する端末から被告人が代表取締役を務める株式会社リンクファインが業務上使用するメールアドレス宛てに、前記ひらがな I Dを記載した電子メールを送信するなどして、前記ビットキャッシュの利用権を代金合計約1,488万円で同社に売却し、もって犯罪収益等の処分につき事実を偽装したものである。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法第10条第1項前段）

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810-8651 福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番3号

福岡地方検察庁 刑事政策推進室 電話番号 092-734-9092

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。